

告 示

埼玉県告示第四百四十七号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県幸手市大字幸手二千六百八十一番地二

江下 淑亮

二 指定年月日

令和元年九月十日